障害児支援に関する意見

平成20年9月10日 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長 副 島 宏 克

全ての児童は、障害の有無に拘わらず、健全な環境で育ちが保障されなければなりません。とりわけ障害児については、早期発見・早期対応の視点に立って、健全に成長できるような環境を整えるための母子保健・子育て支援・家族支援とともに、専門的な早期療育と発達支援が求められます。以下のとおり、本会の意見を示し、関係各位の特段の配意をお願い申し上げます。

1. 早期発見と早期対応策の充実・強化

- ○「気付き」や「気になる」段階で、速やかに早期発見・早期対応ができるよう、障害児専門機関 が病院、保健センター、保育所等と連携・協力できる体制を整備する必要があります。
- ○身近な地域で、気軽に相談できる場として、保健センターや保育所、地域子育て支援拠点などを 活用し、障害児専門機関がそれらに出向き発達相談等の支援ができるようにする必要があります。

2. 児童デイサービスの設置推進と障害児専門機関の機能強化等

- ○身近な地域での専門的な支援機関として児童デイサービスの設置推進を図ることが必要です。そのため、現行の報酬単価を見直すとともに、小規模でも運営可能な報酬単価を確保する必要があります。
- ○障害児専門機関並びに相談支援機関が、保育所、幼稚園等へ巡回し、障害児や親、保育士等を支援する機能を強化する必要があります。そのため、それらの専門機関等に必要な人材を確保できるよう、個別給付等の財源措置を講ずることが必要です。
- ○保育所、幼稚園等において障害児の受入を促進するために、そのための人員を加配する必要があります。

3. 放課後・夏休み等の支援強化と経過的児童デイサービスの制度化

- ○放課後や夏休み等の支援が不足しており、特に、中学時・高校時に利用できるサービスはほとんどありません。家族にとって過重な負担であるだけでなく、放課後や夏休み等の過ごし方は、発達支援や自立支援の観点からも重要です。ついては、現行の経過的児童デイサービスを制度化するとともに、日中一時支援事業の積極的な推進が必要です。
- ○放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室での障害児の受入れの促進を図るとともに、それらにおいても専門的支援が受けられるよう、障害児専門機関がそれらに対して巡回支援できる体制を整備する必要があります。

4. 家族支援の強化

- ○健全な家庭機能を維持し、地域生活を続けていくために、身近な地域で利用できるショートステイ(短期入所事業)が必要です。ついては、単独型や通所施設併設型のショートステイを拡充する必要があります。
- ○障害児のいる家族にとって、福祉サービスの利用料負担については十分配慮する必要があるとと もに、他の施策との負担上限額の合算制度を設ける必要があります。

5. ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備

障害児とその家族にとって、幼児期から青年期にわたる一貫した支援が重要であり、ケアマネジメントを含めた相談支援体制と発達支援のネットワークを構築する必要があります。

6. 入所施設(障害児の住まい)の方向性

社会的養護と発達支援機能を背景として、家庭的雰囲気の中で育ちを確保する視点から、地域小規模施設やファミリーホーム制度等を導入する必要があります。

7. 障害児支援の根拠法について

障害児支援は、既述のとおり、障害の有無に拘らず、健全育成の視点が先ず重要であり、児童福祉法での対応が基本であります。また、障害を確定しきれない幼児期の問題や発達途上にある障害児の状態の変化などから、一般児童と切り離すことは困難であることや、すでに実施されている一般児童福祉施策での対応は望ましい方向であり、児童福祉法を根拠法とすることが適当と考えます。